

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（略称：小型家電リサイクル法）

（平成 24 年法律第 57 号）（平成 27 年 8 月 1 日（基準日）現在のデータ）

e-Gov（法）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000057>

e-Gov（施行令）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425C0000000045_20150801_00000000000000（平成 27 年 8 月 1 日（基準日）現在のデータ）

e-Gov（施行規則）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425M60001400003_20190701_501M60001400003（令和元年経済産業省・環境省令第 3 号による改正）

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/index.html>

「印刷産業における環境関連法規集（2022 年度版）」非掲載。

条文が 21 条の法律です。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。施行令第 1 条で定める電子機器が対象で、法第 10 条第 3 項の認定を受けた認定事業者（<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>）に引き渡す努力義務があります。引渡しには、事前に処理委託契約書を締結し、マニフェストの交付が必要です。

条項	条文	種類
第 1 条	（目的） この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	目的
第 7 条	（事業者の責務） 事業者 は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、第 10 条第 3 項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。	責務規定

法の対象機器（施行令第 1 条）

- | | |
|---|---|
| 一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 | 十三 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 |
| 二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具 | 十四 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 |
| 三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条第 2 号に掲げるテレビジョン受信機を除く。） | 十五 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 |
| 四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具 | 十六 フィルムカメラ |
| 五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具 | 十七 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条第 3 号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。） |
| 六 パーソナルコンピュータ | 十八 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条第 1 号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く。） |
| 七 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置 | 十九 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条第 4 号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。） |
| 八 プリンターその他の印刷装置 | 二十 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具 |
| 九 ディスプレイその他の表示装置 | 二十一 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具 |
| 十 電子書籍端末 | 二十二 電気マッサージ器 |
| 十一 電動シン | 二十三 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具 |
| 十二 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具 | 二十四 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具 |

二十五 蛍光灯器具その他の電気照明器具
二十六 電子時計及び電気時計

二十七 電子楽器及び電気楽器
二十八 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具